

所有権譲渡書及び放棄書

平成 年 月 日

下記の物件の所有権を放棄し、下記①～④の条件を理解、承諾した上で信利工業株式会社に下記を譲渡します。

- ① 譲渡人がパソコンに含まれるプログラム・データ等の消去・削除等を行わないまま、信利工業株式会社に引渡しをした場合には、信利工業株式会社は、それらの破壊・漏洩等について、一切の責任を負いません。
- ② 譲渡人はパソコン及びそのハードディスクに記録されたデータに対する一切の権利を放棄いたします。
- ③ 信利工業株式会社は、パソコンの変換や、ハードディスク・メモリ等に記録されたプログラム・データ等の復元・返還等については一切応じられません。また、パソコン・ハードディスク・メモリ等に記録されたプログラム・データに関し何らかの損害が発生しても一切の責任を負いません。
- ④ 譲渡人がパソコンに含まれるプログラム・データ等の消去・削除等が困難な場合は、譲渡人は消去・破壊を信利工業株式会社に依頼することができる。この場合には、信利工業株式会社はパソコンが信利工業株式会社内に搬入された時点以降のプログラム・データの消去破壊についての責任を負うものとしします。

譲渡人(所有権放棄者)

譲受人

住所 〒

信利工業株式会社
大阪府堺市西区草部2009番地

氏名

印

記

※(メーカー・台数)最低これだけは記載してください。

品名 (ノート、モデムなど)	メーカー (NEC、富士通など)	型番	台数	備考欄

消去/破壊証明書が必要な方は右のにチェックを入れてください。 → 必要

※磁気破壊完了後、郵送させていただきます。